

公の施設見直し計画

公の施設見直し計画

I 計画の概要

1 見直しの必要性

公の施設については、県民ニーズに応じた行政サービスを提供する観点から、サービスの向上と効率的な管理運営に努めてきたところですが、県の財政状況などを踏まえて、平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定するとともに、「新しい行政改革の方針（平成20年3月策定）」に基づき、施設の廃止等に取り組んできたところです。

しかしながら、現在、市町や民間等における施設が充実するとともに、地方分権改革が進展しています。改めて県が本来担うべき役割を見極め、ソフト施策も含めた効果的かつ効率的な施設運営という観点に立って、施設の必要性を含め、そのあり方について抜本的な見直しを行っていく必要があります。

2 見直し対象施設

本計画においては、平成20年3月「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止の施設や必置施設等を除く70施設を見直しの対象とします。

3 計画期間

指定管理者の指定期間等を勘案し、平成26年度までを計画期間とします。

II 見直しの基本的な考え方

1 見直しの視点

今回の見直しにおいては、今日の社会経済情勢の外、施設の設置目的、類似施設の整備状況、施設の利用状況といった施設の状況や、地方分権化により、基礎自治体重視が進んできたことから、広域の地方自治体として、民間や市町を補完する県の役割を踏まえ、当該施設により、県として引き続きサービスを提供する必要性について、次の視点からゼロベースで見直しを行いました。

また、存続が必要な施設についても、効果性や効率性の向上を図る観点から、管理運営のあり方について検討を行いました。

①施設機能の代替性

県施設とサービスの内容や水準が同程度の類似施設が整備されていたり、既存施設の工夫によって対応できるなど、施設機能の代替性が認められるものについては、県施設としての必要性を見直す。

②施設利用の限定性

施設周辺など特定の地域の住民や、特定の団体の利用が主となっているもの

については、県施設としての必要性を見直す。

③他施設との一体管理による効率性

県以外が運営する近隣の関連・類似施設と一体的に管理運営されることにより、県が管理するよりも、効果的・効率的運営が期待されるものについては、県施設としての必要性を見直す。

Ⅲ 見直しの具体的な内容

1 個別施設についての見直しの方向

施設毎に検討を行った結果、以下に掲げるように、「廃止」、「移管・売却」、「抜本的な見直し」および「運営改善」の方向でそれぞれ見直しに取り組んでいきます。

(1) 廃止

次に掲げる施設は、提供するサービスについて県以外の国や市町、民間にも代替機能があり、県立施設としての必要性が低く、または、老朽化により施設機能の維持ができないことから、廃止の方向で見直していきます。

なお、可能なものについては移管や売却の方向も含めることとします。

○滋賀会館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 平成22年3月末をもって文化施設としては廃止します。 |
| 具体的取組内容 | 文化施設として廃止後の活用方針を引き続き検討し、入居者への説明を含め、できるだけ早期に県として必要な対応を行います。 |

○県民交流センター

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 設置当初に比べ県内各地に類似施設が整備され、一定の役割を終えたことから、公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止します。廃止後の施設の活用について、幅広く検討を行います。 |
| 具体的取組内容 | ① 施設の廃止に向けて、平成21年度からピアザ淡海入居機関との事務調整を行います。 ② 廃止後の施設の活用について、関係各課・ピアザ淡海入居機関・有識者による検討会を設置し、他の県施設の移転や民間への貸付・売却を含め、幅広く検討を行います。 |

○水環境科学館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 水環境に対する学習・啓発については、類似施設があるため、移管や売却が可能な団体等がないか検討し、不調の場合は、平成23年度に施設を廃止します。なお、下水道に対する学習・啓発については、そのあり方の検討を行います。 |
| 具体的取組内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① 平成22年度に、移管や売却が可能な団体等がないか検討します。 ② 廃止について地元および関係市町への説明を行います。 ③ 本格的な管理・経営の時代を迎え、下水道料金への理解や下水道の使い方といった、これまでの普及啓発ではない観点での啓発・教育活動が必要となっていることから、そのあり方について検討します。 |

○きぬがさ荘

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、一定の役割を終えたことから、近い将来に廃止します。</p> <p>なお、現に入所している利用者の行き先については県が責任を持って確保することとし、行き先の確保のため、当面は指定管理者制度により運営します。</p> |
| 具体的取組内容 | 平成21年度の廃止方針の決定に併せて、入所者の不安を払拭するため、十分な説明を行うとともに、転居先の対応は県が責任をもって行うなど廃止に向けた取組を行います。 |

○虎御前山教育キャンプ場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 市町や民間に類似施設が整備されてきたことから、現在の指定管理期間内に虎姫町（長浜市）と施設の移管および民間への売却に向けた協議を行います。不調の場合は、廃止に向けた手続を行います。 |
| 具体的取組内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① 虎姫町（長浜市）と施設の移管条件や民間への売却に向けた検討・協議を行い、平成23年度に移管・売却を行います。 ② 移管・売却が不調の場合は、虎姫町（長浜市）、土地所有者の財産区と原状回復に関する協議等の手続を行います。 |

○琵琶湖文化館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 建設後半世紀経過し、収蔵庫・展示室も手狭となっておりますが、増改築が困難であり、新たな収蔵品の収集、保管、展示に影響を与えるため、現施設の機能は廃止します。別の展示保存施設の確保に努めますが、確保までの間、休館中の現施設において保管を継続します。 |
| 具体的取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 当分の間、現施設において保管を継続するとともに、収蔵品の活用を図るため、他の博物館等で展示等を行います。 ② 別の展示保存施設が確保できるまでの間、現施設の継続利用の適否について検討するため、必要な対応を行います。 ③ 琵琶湖文化館が果たしている機能を継承するため、別の展示保存施設確保のため基本的な考え方を整理し、財政状況等を踏まえながら、平成24年度までに検討を終えます。 |

(2) 移管・売却

次に掲げる施設は、利用者が特定の地域や特定の団体に偏っており、県域全体または広域的な利用を想定した中核施設としての必要性が低いことから、あるいは、県以外が運営する方が施設機能を十分発揮できることから、民間や団体、市町への移管・売却の方向で見直していきます。

また、移管や売却が不調となった場合は、原則として廃止の方向で見直します。

○きゃんせの森

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 利用者の大半が地元住民であり、現在の指定管理期間内に、米原市への移管について、協議し、不調の場合は、廃止を含め、施設・土地の活用のあり方を抜本的に見直します。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け、米原市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を行い、平成23年度に移管を行います。 |

○朽木いきものふれあいの里センター

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 近隣施設と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、現在の指定管理期間内に高島市と移管協議を行います。不調の場合には、廃止に向けた手続を行います。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け、高島市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を行い、平成25年度に移管を行います。 |

○三島池ビジターセンター

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 近隣施設と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、現在の指定管理期間内に米原市と移管協議を行います。不調の場合には、廃止に向けた手続を行います。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け米原市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。 |

○日野溪園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、老朽化した施設の整備や重度・重複障害者への対応等について十分配慮しつつ、公募により平成23年度から民間への移管を行います。</p> <p>なお、入所施設という特性から、移管後において利用者へのサービスが低下するなど著しい環境変化が生じないように留意します。</p> |
| 具体的取組内容 | 平成21年度に、移管方針等を決定し、公募により移管先を選定し、平成23年度から民間への移管を行います。 |

○安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | <p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、老朽化した施設の整備等について十分配慮しつつ、公募により平成23年度から民間への移管を行います。</p> <p>なお、入所施設という特性から、移管後において利用者へのサービスが低下するなど著しい環境変化が生じないように留意します。</p> |
| 具体的取組内容 | 平成21年度に、移管方針等を決定し、公募により移管先を選定し、平成23年度から民間への移管を行います。 |

○醒井養鱒場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>マス類の生産技術は民間でも対応可能であるため、養鱒事業の民間への移管を検討し、実現しない場合には、より一層効果的、効率的な運営方法を検討し、実施します。</p> <p>なお、引き続き試験研究事業については県が実施します。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 事業の移管に向けての問題点等を検討するため、第三者を交えた検討会を開きます。</p> <p>② 検討会の結果を踏まえ、平成22年度に移管先の選定を行います。</p> <p>③ 醒井養鱒場におけるマス類生産販売、観覧事業、研修事業を平成23年度に民間へ移管します。</p> |

○奥びわスポーツの森

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | <p>県域施設としての機能よりも、湖北地域のスポーツレクリエーション施設としての役割が大きいことから、現在の指定管理期間内に長浜市と移管協議を行います。不調の場合は多額の維持管理費用が発生する施設であるプールなどを閉鎖します。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 施設移管に向け長浜市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。</p> <p>② 移管が不調の場合はプールなど、一部の施設を閉鎖します。</p> |

○荒神山少年自然の家

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>地元の利用が多く、また、近隣に体育施設等もあり、効果的・効率的な運営が期待できることから、彦根市と移管について協議を行います。不調の場合には、抜本的見直しを行います。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 施設移管に向け彦根市と必要な施設設備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。</p> <p>② 移管が不調の場合は、平成23年度以降の施設のあり方について検討を行い、抜本的見直しを行います。</p> |

○栗東体育館

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | <p>特定の団体や一定の地元利用があることから、現在の指定管理期間内に栗東市と移管協議を行います。</p> <p>不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>施設移管に向け、栗東市と必要な施設整備等、移管条件の検討を実施し、平成23年度に移管を行います。</p> |

○柳が崎ヨットハーバー

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | <p>利用者の大半が特定団体であることから、現在の指定管理期間内に利用団体と売却について協議し、不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 施設利用者に説明を行うとともに、利用団体と売却について平成22年度までに協議します。</p> <p>② 売却が不調の場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p> |

○伊吹運動場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 地元の利用が多いことから、現在の指定管理期間内に米原市と移管協議を行います。 不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け、米原市と必要な施設設備等、移管条件の検討を実施し、平成23年度に移管を行います。 |

○比良山岳センター

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 近隣施設の比良げんき村と一体的に管理されているため、現在の指定管理期間内に比良げんき村の管理者の天津市と移管協議を行います。不調の場合には廃止に向けた手続を行います。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け、天津市と必要な施設設備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。 |

○アーチェリー場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 現在の指定管理期間内に愛荘町と移管協議を行います。移管が実現しない場合には、廃止に向けた手続を行います。 |
| 具体的取組内容 | 施設移管に向け、愛荘町と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成22年度に移管を行います。 |

○ライフル射撃場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 利用者が特定団体に限定されているため、現在の指定管理期間内に団体と売却について協議します。不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 売却に向けての検討を行い、平成23年度に売却を行います。 ② 売却が不調の場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。 |

(3) 抜本的な見直し

次に掲げる施設は、施設の特性や、立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないことから、あるいは、前計画(「公の施設の見直しについて」平成17年2月策定)」において見直しを行ったが、社会情勢の変化などにより、その成果や役割を改めて検証する必要があることから、施設のあり方について抜本的に見直します。

○男女共同参画センター

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの拠点施設としてのあり方を検討します。 ② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。 |

○しが県民芸術創造館

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 平成18年度の県立文化ホールの再編により、全県域を対象とした施設として運営してきた成果や役割を踏まえ、施設の機能について検証します。 上記の検証結果を踏まえ、施設のあり方について抜本的に見直し、びわ湖ホールへの機能統合について検討するとともに、移管あるいは売却も含め平成23年度までに方針を決定します。移管や売却が実現しない場合は、廃止に向けた検討を行います。 |
| 具体的取組内容 | ① これまでの運営状況から施設の機能を検証します。 ② 検証結果を踏まえ、施設のあり方を抜本的に見直し、移管あるいは売却も含め平成23年度までに方針を決定します。 |

○長寿社会福祉センター

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 会議室等の利用率低下などに対する施設の活性化策について検討する必要があることから、今後の施設活用のあり方検討会を設置し、施設機能の向上などの見直しを行い、早急の方針を決定し、施設の有効活用を図ります。 |
| 具体的取組内容 | <p>① 平成 21 年度に現在の指定管理者である滋賀県社会福祉協議会とともに施設のあり方検討会を設置し、今期の指定管理事業などにおける課題の整理、利用者ニーズの分析、貸し館部分の施設機能の向上、施設の利用率向上についての検討など見直しを行い、方針を決定します。</p> <p>② ①での検討結果をもとに、施設有効利用策を実施します。</p> <p>③ 検討結果を平成 23 年度の次期指定管理の募集にあたって反映させることで、さらなる施設の有効活用を図ります。</p> |

○びわ湖こどもの国

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 施設活用の観点から、民間等への移管や売却などの可能性を含め、平成 23 年度以降の施設のあり方について幅広く平成 22 年度に検討し、方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | 関係機関と調整の上、施設のあり方について平成 22 年度上半期に方針を決定します。 |

(4) 運営改善

次に掲げる施設は、県立施設として存続する必要はありますが、隣接した類似施設の一体的な活用が図られていない、将来多額の管理経費や修繕費の発生が見込まれる、施設の機能が十分に発揮されていないことなどから、施設の一体的な管理、コストの縮減、管理運営、収入増加等の方策について、運営改善の方向で見直しを進めていきます。

○びわ湖ホール

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 引き続き施設の維持管理コストの縮減を図るとともに、チケット販売の促進や寄付金、助成金の確保等、収入の拡大に努め、運営改善を図ります。 しが県民芸術創造館を見直し、同館の機能をびわ湖ホールに統合することについては、平成23年度までに方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① これまで実施してきた運営改善等を踏まえ、次期指定管理料の検討を行うとともに、施設の維持管理費の縮減や貸し館利用の拡大に努めます。 ② パブリシティ活動、びわ湖ホール友の会員の拡大等によりチケット販売の促進に努めるとともに、助成金、企業協賛金や広告協賛金等の拡大に努めます。 ③ しが県民芸術創造館の機能統合については創造館のあり方検討に併せて、平成23年度までに方針を決定します。 |

○文化産業交流会館

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 文化振興機能および産業振興機能のあり方について検討し、今後の施設の運営に関する方針を平成22年度に定め、指定管理者の選定方法について決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 文化振興機能および産業振興機能のあり方を検討し、平成22年度に今後の施設のあり方について方針を定めます。 ② 上記の方針を踏まえて、指定管理者の選定方法について決定します。 |

○希望が丘文化公園・希望が丘野外活動センター・青少年宿泊研修所

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>利用率が低い施設の維持管理経費や必要性等について検討し、次回の指定管理者募集時までには検討結果を反映させます。</p> <p>また、近江富士花緑公園との一体的管理について検討し、次回の指定管理者募集時に検討結果を反映させます。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 利用率の低い施設について、維持管理経費や必要性、閉鎖する場合のデメリット、効率的な運用等様々な角度から施設を分析し、今後の方針を検討の上、平成 25 年度までに決定して実施します。</p> <p>② 近江富士花緑公園との一体的管理を行う場合の課題を抽出の上、管理手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。</p> |

○近代美術館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>美術館が歩むべき道筋を見出すことを目的として策定した中期経営計画（平成 21 年度～平成 23 年度）に基づき、より県民に親しまれる施設となることを目指して、展覧会を中心とした事業展開から、美術館教育も重視した事業などについても取組を拡充します。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>中期経営計画を踏まえた展覧会開催事業、教育事業を実施するとともに、その評価を行い、事業の見直しと運営改善を図ります。</p> <p>平成 23 年度に、3 年間の事業実績の評価や社会環境を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。</p> |

○琵琶湖博物館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>「琵琶湖博物館中長期基本計画第3段階活動計画」を策定します。</p> <p>また、近隣の観光施設等とタイアップした事業の実施や前売り制度、館外での販売など、利用者ニーズに合った観覧券の販売方法を検討することにより、サービスの向上を図ります。</p> <p>さらに、管理運営経費の節減に努めるとともに、企画展への企業の協賛など外部資金の獲得について検討を行います。</p> |
| 具体的取組内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① 平成22年度に中長期基本計画第3段階活動計画を策定し、平成25年度に中間評価を行います。 ② 他の試験研究機関等との協働による事業の企画・実施、体験型事業（講座、教室等）の一層の充実を図ります。 ③ 近隣の施設とのタイアップによる事業を検討し、実施します。 ④ 観覧券販売方法の多様化について検討し、実施します。 ⑤ 管理運営費の縮減を行います。 ⑥ 企画展への企業の協賛など外部資金の導入について検討し、実施します。 |

○流域下水道4施設（湖南中部、湖西、東北部、高島）

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>下水道施設の整備普及を中心とした事業展開から、施設整備と維持管理の一貫した適正な管理と経営の健全化への転換が必要であるため、下水道公社が担ってきた県の業務代行としての施設管理の役割を県自身の役割として再編することで県の直営とします。段階的に包括的民間委託を導入し、一層の効率的な管理運営を図ります。</p> |
| 具体的取組内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① 県における適切な監視体制（技術力と組織体制）を構築しつつ、民間事業者の創意と工夫を適切に反映するため、4処理区のうち、対象施設の規模や特徴に応じて包括的民間委託を平成23年度から段階的に導入し、管理方法・体制の評価を行い、平成26年度以降、範囲の拡大と効果的執行体制を構築します。 ② 事務の円滑な移行と包括的民間委託の効果的な執行を担保する県の組織体制の見直しについて、平成22年度から段階的、計画的に取り組み、平成26年度を目途に新たな組織体制へ移行します。 |

○近江富士花緑公園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 平成 25 年度に予定している次回の指定管理者募集までに、希望が丘文化公園との一体的管理について検討し、次回の指定管理者募集時に検討結果を反映させます。 |
| 具体的取組内容 | 希望が丘文化公園との一体的管理を行う場合の課題を抽出の上、管理手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。 |

○福祉用具センター

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 県立リハビリ関係施設（リハビリテーションセンター、福祉用具センター、むれやま荘、小児保健医療センター療育部）が一層連携して効果的、効率的な運営ができるよう、福祉用具センターの移転も含め、リハビリテーション体制のあり方について平成 22 年度に対応方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | 県立リハビリ関係施設の連携方策など本県のリハビリテーション提供体制のあり方について平成 22 年度に検討を行い、平成 23 年度から運営を実施します。 |

○むれやま荘

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 指定管理者の選定は、これまでの施設機能やサービス水準を確実に維持することに留意しながら公平性や透明性の観点から、公募とします。 また、県立リハビリ関係施設（リハビリテーションセンター、福祉用具センター、むれやま荘、小児保健医療センター療育部）が一層連携して効果的、効率的な運営ができるようリハビリテーション体制のあり方について、平成 22 年度に対応方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 公平性や透明性の観点から、平成 22 年度に公募により指定管理者の選定を行います。 ② 県立リハビリ関係施設の連携方策など本県のリハビリテーション提供体制のあり方について平成 22 年度に対応方針を決定し、平成 23 年度から運営を実施します。 |

○視覚障害者センター、障害者福祉センター、聴覚障害者センター

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 施設利用者のニーズに十分配慮しながら、より効果的、効率的な運営を図ることにより、経費の削減に努めつつ、引き続き適正な管理に努めます。 |
| 具体的取組内容 | 県と指定管理者による検討会で、経費節減および適正な管理について平成 22 年度に検討を行い、結果に基づき平成 23 年度より実施します。 |

○近江学園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 施設利用児に必要な支援やニーズに十分配慮しながら、より効果的、効率的な運営を図ることにより、経費の削減に努めつつ、引き続き適正な管理を行います。 |
| 具体的取組内容 | 平成22年度に検討会を開催し、経費節減、適正な管理に向けた検討、見直しを行い、結果に基づき、平成23年度より実施します。 |

○信楽学園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 指定管理者の選定は、これまでの施設機能やサービス水準を確実に維持することに留意しながら公平性や透明性の観点から、公募とします。 また、施設の一層の有効活用について検討します。 |
| 具体的取組内容 | ① 公平性や透明性の観点から、平成22年度に公募により指定管理者の選定を行います。 ② 施設の有効活用面から年度途中の園生の受け入れなど、活用方法を検討します。 |

○草津SOHOビジネスオフィス

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 県内の市町や、インキュベーション施設を運営している県内大学、民間企業等との連携を行うとともに、創業後間もない事業者の育成支援という趣旨を踏まえつつ運営方法や賃料等について検討を行います。 |
| 具体的取組内容 | 現在の指定管理期間内に運営方法と賃料等の検討を行うとともに、県・市町・大学・民間企業等との連携について検討を行います。 |

○テクノファクトリー

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 現在の指定管理期間が終了する平成23年度まで、入所者の増加を図るため、新たな方策を継続的に検討し、目標を達成できるように入所率の改善を図ります。 また、平成23年度までの入所状況を見極めたうえで、利用形態の変更も含めた施設のあり方について検討を行い、方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 平成23年度までは、指定管理者や関係機関との連携を強化するため検討会議を開催し、他のインキュベーション施設との連携によるシームレスな支援や入所見込み者に対する新たなインセンティブとなる内容など、改善策を検討します。 ② ①の取組結果を検証し、状況によっては、さらなる改善策や施設利用に係る規制の緩和などについて検討するため、施設のあり方検討会を開催し、平成23年度に方針を決定します。 |

○陶芸の森

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 陶芸文化の向上と陶器産業の振興という多目的施設の機能を十分に発揮し、伝統産業や観光に貢献できる施設の管理運営のあり方について、平成22年度に検討を行い、方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | 学識経験者や地域ボランティア等による施設のあり方検討委員会兼指定管理者選定委員会を平成22年度に設置し、信楽焼産地と連携した新たな信楽ブランドの創出など、伝統産業や観光に貢献できる施設運営のあり方を検討した上で、県としての方針を決定し、指定管理者の募集・選定を行います。 |

○農業大学校

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 県下唯一の農業研修教育施設として、管理経費の節減を図りつつ、県民ニーズに応える適正な施設運営を行います。 |
| 具体的取組内容 | 今後とも研修資材の老朽化に伴う更新の進度調整を行うなど一層の経費削減に努めるとともに、県民ニーズの高まってきている就農科の研修内容の拡充など適正な管理運営を行います。 |

○公共港湾施設（大津港）

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | NPOや公共的団体等と地域活性化の取組について連携・協力を行い、施設の利用率の向上を図り、増収に努めるとともに、管理経費の節減等の検討を行い、適正な管理運営を行います。 |
| 具体的取組内容 | ① 管理運営目標については、従来通り、年間4回のモニタリングを通じ、目標値達成のチェックを確実に行っていくとともに、管理経費の節減等の検討を行います。 ② 大津港周辺を活性化させるためのNPOや公共的団体の様々な取組に積極的に協力するとともに、施設の利用率向上（増収）に向けた新しい取組について、積極的な検討を行い、導入を図ります。 |

○公共港湾施設（彦根港、長浜港、竹生島港）

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 引き続き、管理費用の軽減を図るため、委託業務内容の見直しによる管理費等の縮減を行います。 |
| 具体的取組内容 | 利用率や収入が低下している施設を対象に、委託業務内容を見直し、管理経費の縮減を進めます。 |

○びわこ地球市民の森

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 森づくりサポーターの育成を図り、県民との協働・連携により適正な維持管理を行います。 また、植樹した樹木のモニタリングを行い、管理の方法や区域の見直しによる経費の節減を図ります。 |
| 具体的取組内容 | ① 森づくりサポーターについて、募集を行うなどにより、参加者数の増加を図り、県民との協働・連携を進め適正な維持管理を行います。 ② 樹木のモニタリングに基づいた管理の方法や区域の見直しを毎年することにより経費の節減を図ります。 |

○びわこ文化公園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 近代美術館、図書館および公園ボランティア団体などからなる協議会と公園内施設管理者が連携してイベントの同時開催など催し物を企画・実施する等により来園者数の増加を図ります。 |
| 具体的取組内容 | ① 美術館や図書館、公園ボランティア団体などと連携し、公園の活用策について検討を行います。 ② ①の結果を踏まえてイベントの同時開催などを行い来園者数増加を図ります。 |

○湖岸緑地

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 来園者の動向を注視し、既存の遊具等の配置見直しを実施し、安全管理に努めるとともに、経費節減を図ります。 |
| 具体的取組内容 | ① 県と指定管理者で協働して遊具などの施設配置の見直しを行います。 ② 草刈りなど管理密度の調整などにより、経費節減を図ります。 |

○春日山公園、尾花川公園

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 地域住民や、ボランティア団体との協働・連携を拡大するとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行います。 |
| 具体的取組内容 | 利用者協議会を通じて、地域住民やボランティア団体の公園利用を促進し、マイパークサポーター登録による清掃活動や簡単な除草作業を協働で行い、参加者の拡大を図ります。 |

○県営住宅（45 団地）

| | |
|---------|---|
| 見直し方針 | 平成 22 年度に県営住宅を効率的、効果的に管理するための方法について検討し、平成 23 年度に条例等の整備を行い、平成 24 年度から新たな管理方法を導入します。 |
| 具体的取組内容 | ① 管理代行終了後の県営住宅の効率・効果的な管理方法について平成 22 年度に検討を行います。 ② 新しい管理方法の導入に伴う条例等を平成 23 年度に整備を行います。 ③ 新しい管理方法を実施するため、体制整備および準備作業を平成 23 年度に完了します。 |

○図書館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 施設の管理業務の見直しにより管理運営費等の縮減を図るとともに新たな収入策を検討し、適正な管理運営に努めます。 |
| 具体的取組内容 | ① 第 6 期図書館コンピューターシステムの導入に合わせて、機器の見直しや一層のペーパーレス化を図ることにより経費を節減します。 ② 更新する図書館コンピューターシステムにバナー広告の組み込み等、新たに収入を得る方策を検討します。 ③ 図書資料の購入や空調設備の維持管理等の契約手続きに、より競争原理を働かせることにより効率的な運営を図ります。 |

○長浜ドーム

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 長浜ドーム宿泊研修館と一体的な管理のメリットデメリットを検証した上で、平成 26 年度以降の管理のあり方について検討し、平成 25 年度までに方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | 長浜ドーム宿泊研修館との一体的管理を行う場合の課題および手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。 |

○長浜ドーム宿泊研修館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 長浜ドームと一体管理のメリットデメリットを検証した上で、平成 26 年度以降の管理のあり方について検討し、平成 25 年度までに方針を決定します。 |
| 具体的取組内容 | ① 平成 22 年度に、より効率的な運営を検討した上で、平成 23 年度以降の 3 年間の指定管理者の選定を行います。 ② 長浜ドームとの一体的管理を行う場合の課題および手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。 |

○ 県立体育館、武道館、スポーツ会館、アイスアリーナ、彦根総合運動場、琵琶湖漕艇場

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | 施設の設備維持管理計画を策定し、計画的な施設管理に努めるとともに、各施設管理者による設備の点検強化を図り、使用頻度の少ない設備の維持の必要性を検討し、機能をスリム化し、指定管理者の評価方法について見直しを行います。 |
| 具体的取組内容 | <p>① 施設の設備維持管理計画を策定し、設備の点検強化を図るとともに、機能のスリム化について検討を行います。</p> <p>② 指定管理の選定にあたり、施設の維持管理手法を対象とした評価手法について検討を行います。</p> |

○安土城考古博物館

| | |
|---------|--|
| 見直し方針 | <p>入館者数の増加を図るため、県民ニーズの的確な把握に努めるとともに、最新の発掘成果等の展示や発掘現場担当者の解説など、発掘と展示事業の有機的連携を図り、特色を生かした、魅力的な企画・展示を行います。</p> <p>また、経営改善に資するため、観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行社等への営業活動のほか、収入の増加に向けて文芸の郷など近隣施設等との連携強化を行います。</p> |
| 具体的取組内容 | <p>① 平成22年度に入館者アンケート等を実施し、県民ニーズやトレンド、最新の発掘成果等も踏まえた魅力ある特別展の企画を検討するとともに、常設展示の一部入れ替え等による内容の充実に努め、入館者の増加を図ります。</p> <p>② 子どもから大人まで遊びを通して学べる参加型博物館を目指し、博学連携による体験メニューを充実し、入館者の増加を図ります。</p> <p>リピーター客の確保の視点から、講演会・講座、映画会等の内容の見直しを図ります。</p> <p>③ びわこビジターズビューローや地域観光協議会などの積極的な連携・活用による広報活動の展開を図ります。</p> <p>国立博物館等他館での図録販売網の拡充に努めます。</p> <p>学校、旅行社等への営業活動による誘客と情報発信を図ります。</p> |

2 公の施設の運営改善の推進

引き続き存続する公の施設については、施設の機能を十分に発揮できるよう、管理運営面の工夫や指定管理者制度の活用により、次の取り組みを進めていきます。

(1) 利用率の向上、収入の確保

県民の利用が低調である施設等については、利用率の向上を図る必要があります。このため、積極的な営業活動の実施や、広報活動の充実、近隣施設との連携強化等の取り組みを進めます。また、利用料金の設定に関する検証を行い、収入の確保に努めます。

(2) 県民サービスの向上

サービスの向上は、利用率の向上や収入の確保にもつながっており、一層の取り組みを進める必要があります。このため、利用者アンケートなどによるニーズの的確な把握に努め、改善策を検討し、実施していきます。

(3) 管理運営の効率化

施設の運営については、業務内容や人員配置、利用状況に応じた利用時間の見直しなどを行い、コストの縮減に努め、管理運営の効率化に向けた取り組みを進めます。

(4) 指定管理者制度の運用の改善

指定管理者制度は、平成 18 年度より導入し、サービス向上およびコストの縮減に寄与してきたところです。今後は、インセンティブの付与など民間の創意工夫を活かす仕組みを検討し、また、モニタリングの手法を確立してマニュアル化を図るなど、運用の改善に向けた取り組みを進めます。

IV 見直しを進めるに当たって

(1) 対話を重視した計画の推進

計画の推進に当たっては、県民の理解が得られるよう努めるとともに、具体的な取組の中で、一定の時期を目途に施設のあり方や対応の方向等について方針を検討するものについては、利用者や関係者のほか、一般の県民や学識経験者等も含め、幅広く対話を行いながら取り組んでいきます。

(2) 移管および廃止の対応

市町等への移管にあたっては、移管後の円滑な事業実施を図る観点から、市町等と協議の上、県としてそれぞれの施設の状況に応じた条件整備を行います。

また、施設機能廃止後の建物等については、県有財産の有効活用を図る観点からその建物等が持つ多面的な価値等を考慮し、必要に応じて県民や学識経験者等の意

見を聞いて検討します。処分すべき場合には、解体費用や土地の原状回復費用等を勘案しながら処分手続きを行います。

(3) 改革の推進に向けた仕組みの構築

公の施設の見直しを着実に進めていくためには、共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めていきます。

(4) 機動的な計画の見直しの実施

社会情勢や施設を取り巻く環境の変化等に対応し、施設機能や運営実態等を踏まえ、計画を機動的に見直します。

また、本計画の計画期間終了後は、取組の成果を検証した上で、改めて見直しの必要性を検討していきます。

(5) 着実な取組の推進

見直し計画の着実な推進を図るため、毎年度、取組の進捗状況等を把握し、滋賀県行政経営改革委員会において助言等を受けるとともに、その内容やプロセスについての「見える化」を進める観点から、県のホームページ等を活用して県民に分かりやすく公表します。